

修正一覧

| | 修正箇所 | 計画原案 | 修正（修正点は下線部） | 修正理由 |
|---|----------------------------|--|--|-----------------|
| 1 | 推進プラン 1 P8 | 1 障害者の相談支援の充実 (1) 相談支援体制の充実 相談支援体制の再構築を行な います。_____区民にと って利便性が高く、専門性を持っ た相談支援体制を以下のように 整備します。 | 1 障害者の相談支援の充実 (1) 相談支援体制の充実 相談支援体制の再構築を行な います。 <u>対象者として拡大された 発達障害者等にも応じ、</u> 区民にと って利便性が高く、専門性を持っ た相談支援体制を以下のように 整備します。 | より適切な記述に 修正 |
| 2 | 推進プラン 2 P11 | (1) 障害者のグループホーム・ ケアホーム等の確保 障害があっても地域の中で自立 し安心して生活できるよう、障害特 性に応じた住まいのあり方に関す る指針に基づき、_____ | (1) 障害者のグループホーム・ ケアホーム等の確保 障害があっても地域の中で自立 し安心して生活できるよう、障害特 性に応じた住まいのあり方に関す る指針に基づき、 <u>ライフステージや 生活環境の変化、個々のニーズに応 じた住まいが選択できるよう、ハー ド・ソフトの連携した総合的な支援 体制の構築を図ります。</u> またグループホームやケアホー ム等を社会福祉法人やNPO法人 等と連携して整備します。 | より具体的な内容 に変更 |
| 3 | 推進プラン 3 P89 計画案 P107 | (1) 障害者虐待対策の推進 <u>障害者虐待の通報や届出に基づ き、適切な相談支援・対応を行いま す。</u> 障害者を養護する家族などに対 して、介護負担の軽減や介護の知識 等に関する情報提供をすすめ、虐待 の未然防止を図ります。 | (1) 障害者虐待対策の推進 <u>障害者虐待の通報や届出に対応 する窓口を開設し、児童・高齢者分 野と連携し、虐待通報等に対応する 庁内の連携体制を整備します。</u> <u>緊急の対応を求められない場合 でも、家族の状況に応じて、継続的 に見守りが必要な場合は、虐待防止 見守り事業を実施していきます。</u> | より具体的な内容 に変更 |
| 4 | 推進プラン 3 P13 | 新規項目 | (2) <u>障害者孤立防止ネットワー クの構築</u> (項目順次繰り下げ) | 新規計画の追加 |

| | | | | |
|---|---------------------|--|--|-------------|
| 5 | 推進プラン 3 P14 | (3)災害時要援護者支援対策の推進 建物防災総合支援制度 火災危険度4及び5の地域に住む災害時要援護者で希望する方に、「建物防災支援アドバイザー」を派遣し、住まいの耐震診断や家具の転倒防止器具の取付の必要性があるかの判断や、火災報知機などの点検を無料で助言します。 _____ | (3)災害時要援護者支援対策の推進 建物防災総合支援制度 特に火災危険度の高い地域に住む災害時要援護者で希望する方に、「建物防災支援アドバイザー」を派遣し、住まいの耐震診断や家具の転倒防止器具の取付の必要性があるかの判断や、火災報知機などの点検を無料で助言します。 <u>今後は、区内全域を対象として安全性を高められるよう拡充していきます。</u> | より具体的な内容に修正 |
| 6 | 推進プラン 3 P14 | 新規項目 | (3)災害時要援護者支援対策の推進 <u>在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画</u> 在宅人工呼吸器利用者に対し、個別支援計画を作成し、訪問看護ステーションを始めとした医療・保健・福祉サービス提供者間でこれを共有し災害時に適切に対応ができるよう、細やかな支援体制を構築していきます。 | 新規計画の追加 |
| 7 | 推進プラン 4 P16 | (2) 短期入所等の充実 医療的ケアが必要な重度の障害者を含めて、地域で短期入所できるよう整備に努めます。 _____ | (2) 短期入所等の充実 医療的ケアが必要な重度の障害者を含めて、地域で短期入所できるよう整備に努めます。 <u>また、日中一時支援(日帰りショートステイ)等についても、引き続き実施します。</u> | より適切な記述に修正 |
| 8 | 推進プラン 6 P22の図 | 通所施設からの一般就労者数 H23年度 <u>15</u> | 通所施設からの一般就労者数 H23年度 <u>24</u> | 誤記による修正 |
| 9 | 推進プラン 6 P21 | (1) 障害者の就労支援の充実 現場研修事業の拡大 「 <u>チャレンジ雇用事業</u> 」 | (1) 障害者の就労支援の充実 現場研修事業の拡大 「 <u>すぎなみワークチャレンジ事業</u> 」 | より適切な記述に修正 |

| | | | | |
|----|-------------------|--|---|-------------------|
| 10 | 推進プラン 6 P22 | (3) 就労支援ネットワーク | (3) 就労支援ネットワーク また、杉並区所障害者雇用事業 団、杉並区就労支援センターなどと 連携し、雇用の場の確保や就労支援 を検討します。 | より適切な記述を 追加 |
| 11 | 推進プラン 6 P22 | (3) 就労支援ネットワーク ネットワークの構築 就労情報の共有や、 <u>模擬面接会の実 施、支援職員のスキルアップや見学 会などを行ない、就職者数の拡大に 努めます。</u> | (3) 就労支援ネットワーク ネットワークの構築 就労情報の共有や、 <u>就労支援に携わ る関係者のスキルアップなど地域 における就労支援機能の強化と就 職者数の拡大に努めます。</u> | より適切な記述に 修正 |
| 12 | 推進プラン 8 P26 | (1) 発達障害支援の充実 社会性やコミュニケーション面 の発達に心配のある子どもに対し、 医師や心理職などの専門職による 個別指導やグループ指導を行うこ とにより、保護者や幼稚園・保育園 等が、適切な対応を図れるよう支援 します。 _____ | (1) 発達障害支援の充実 社会性やコミュニケーション面 の発達に心配のある子どもに対し、 医師や心理職などの専門職による 個別指導やグループ指導を行うこ とにより、保護者や幼稚園・保育園 等が、適切な対応を図れるよう支援 します。 <u>さらに、保育所等訪問支援等を実 施し、地域支援機能の充実を図りま す。</u> | より適切な記述に 修正 |
| 13 | 推進プラン 8 P27 | (1) 発達障害支援の充実 学齢期児童の発達障害 支援事業 _____ | (1) 発達障害支援の充実 学齢期児童の発達障害 支援事業 <u>(教育委員会との連携事業)</u> | より適切な記述に 修正 |
| 14 | 推進プラン 8 P27 | (1) 発達障害支援の充実 あそびのグループの実施 <u>発達に心配のある幼児を対象に、 専門職が、親子で参加するグループ 活動を実施します。この活動により 保護者に具体的な助言を行い、適切 な対応が図れるよう支援します。</u> | (1) 発達障害支援の実施 あそびのグループの実施 <u>1歳6か月健診後の発達に偏り 等が疑われる幼児とその保護者を 対象に、_____、親子で参加するグ ループ活動を実施します。この活動 を通して、専門職が保護者に具体的 な助言を行い、適切な対応が図れる よう支援します。</u> | よりわかりやすい 記述に修正 |
| 15 | 推進プラン 8 P29 | (4) 障害児の相談支援の充実 <u>相談・療育体制の充実 相談支援事業の充実</u> | (4) <u>障害児の相談支援・療育の 充実 相談支援の充実 療育の充実</u> | より適切な記述に 修正 |

| | | | | |
|----|-------------------|---|--|------------|
| 16 | 推進プラン 8 P29 | <p>(4) 障害児の相談支援の充実 相談・療育体制の充実 生育歴等の聞き取りと発達検査を実施し、必要に応じてこども発達センターの通園グループ指導、個別指導、小グループ指導、専門相談、医療相談などの療育支援を行います。</p> | <p>4 障害児の相談支援・療育の充実 療育の充実 障害の状況に応じて、こども発達センターは中重度の知的障害児及び肢体不自由児を中心に療育を行い、民間の児童発達支援事業所は軽度の知的障害児及び発達障害児を中心に療育を行い、早期に適切な療育を実施します。 そのため、民間の児童発達支援事業所の開設を促進するとともに、事業者への必要な助言、指導等を行い、療育の質の確保を図ります。</p> | より適切な記述に修正 |
| 17 | 推進プラン 8 P29 | <p>(4) 障害児の相談支援の充実 相談支援事業の充実 障害児の相談支援事業所として、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の児童通所給付支給申請に関する相談や障害手帳を持たない学齢児の相談にも応じ、一人ひとりのニーズに応じたサービス利用への支援やコーディネート、利用計画作成等を行い、相談支援の充実を図ります。</p> | <p>4 障害児の相談支援・療育の充実 相談支援の充実 障害児一人ひとりのニーズに応じたサービス利用への支援やコーディネート、利用計画等の作成を推進するとともに、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の児童通所給付支給申請に関する相談や障害手帳を持たない学齢児の相談にも応じるなど、相談支援の充実を図ります。</p> | より適切な記述に修正 |
| 18 | 推進プラン 8 P29 | <p>(5) 保育園・幼稚園等の支援 障害児指定園の拡大 保育を必要とする障害児を持つ保護者の需要に対応できるよう、障害児指定園を拡大します。</p> | <p>(5) 保育園・幼稚園等の支援 障害児受入の拡大 保育を必要とする障害児を持つ保護者の需要に対応できるよう、<u>区立・私立保育園における障害児の受入</u>を拡大します。</p> | より適切な記述に修正 |